



国民年金 Q & A

Q 自分で預貯金をしたり、個人年金に加入するのは違うのですか？

A 国民年金は、自分が高齢者になったとき、現役時代に保険料を納めた実績に応じて年金を受けるしくみです。物価の上昇などで経済社会が変化しても、老後の生活の柱となる年金を保障しています。また、障害年金や遺族年金で、万が一の場合に暮らしを支える制度ともなっています。さらに加入中に支払った保険料は社会保険料控除が受けられ税制面でも優遇されています。

年金なんでも相談会の開催のお知らせ

- 対 象 者**
- ①厚生年金・国民年金の加入記録を確認されたい方
 - ②年金がいつからいくら支給されるか知りたい方
 - ③国民年金保険料の納付が困難な方及び納付の相談をされたい方
 - ④その他年金のことでお尋ねになりたい方

日 時 平成20年2月9日（土）午前8時30分～午後4時

場 所 志賀町役場大会議室

相談担当者 七尾社会保険事務所職員

※パソコンを活用した相談となりますので、その場で年金額の試算、加入期間の調査が可能です。

※相談の際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）等をご持参ください。

お問い合わせ先 七尾社会保険事務所 年金相談係 電話 0767-53-6511

石川社会保険事務局からのお知らせ

◆「ねんきん特別便」の通知記録を確認いただけましたでしょうか

社会保険庁では、「ねんきん特別便」で社会保険庁が把握している加入記録を順次お知らせしております。お手元に届いたご自身の記録にもれがないか十分にご確認いただき、訂正がない場合には、同封された「確認はがき」を、訂正がある場合は「年金加入記録照会票」を、必ず提出していただきますようご協力をお願いします。

◆届出はお済でしょうか

住所変更届出がまだお済でない方、婚姻等で名字が変わった方、古い年金手帳をお持ちの方、年金に結びつく加入記録がありませんか。今一度ご確認ください。

◆手続・お問い合わせは

七尾社会保険事務所 0767-53-6511 志賀町役場国民年金係 32-9121（直通）



国保以外の人もお覧下さい

シリーズ2

志賀町国民健康保険の ～特定健診・特定保健指導～

生活習慣病の増加には、メタボリックシンドローム(メタボ)が関係していることから、これを予防することが必要となりました。
特定健診・特定保健指導では、健診によってメタボやその予備群の人を見つけ、必要な人には生活習慣の改善に向けた保健指導を行います。

これまでの住民基本検診が、特定健診と特定保健指導に変わります！

『メタボとは』

内臓脂肪が蓄積することにより、「左のような」複数の生活習慣病が引き起こされやすくなった状態をいいます。この状態が続くと、血管がつまりやすくなる動脈硬化になり、命にかかわる危険性も出てきます。

【糖尿病】

血液中のブドウ糖が異常に多くなる状態。進行すると動脈硬化や、さまざまな症状を引き起こす合併症につながり、失明、神経障害や腎不全による透析が必要に。

【高血圧症】

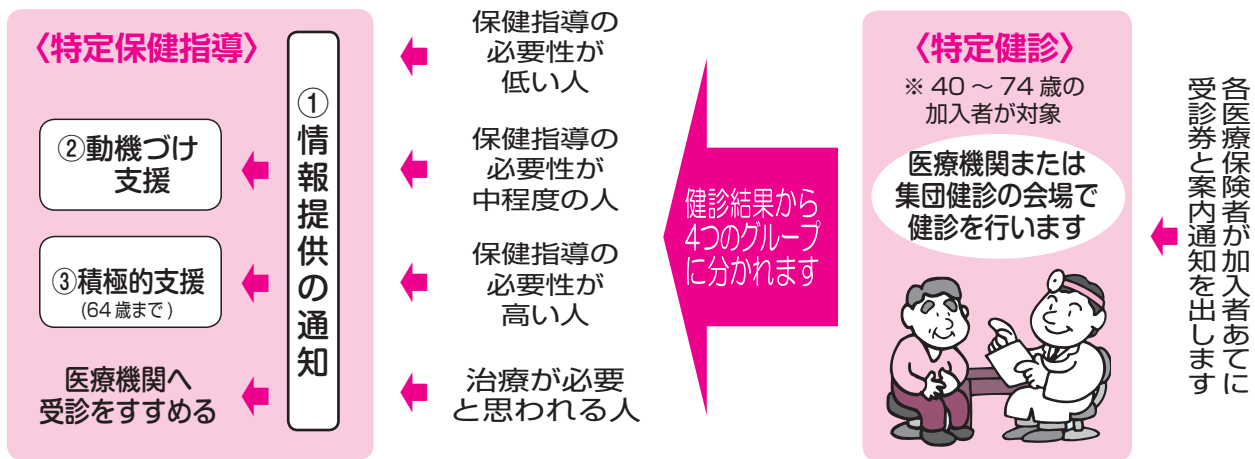
血管を流れる血液の圧力が高くなる病気。進行すると心臓への負担が大きくなり、動脈硬化から心筋梗塞、脳出血といった心臓病や脳卒中などにつながる恐れも。

【高脂血症】

血液中のコレステロールや中性脂肪が多すぎる病気。進行すると増えた脂質が血管の内側にたまり、動脈硬化から心臓病や脳卒中などにつながる恐れも。

これらの病気は自覚症状が出にくい
ため、常に健康状態を把握することが
大切です。ぜひ健診を受けて下さい！

『特定健診・特定保健指導の流れ』



知識だけではなく、この機会に
行動にうつしてみましよう！
《住民課国民健康保険係》

<h3>③ 積極的支援</h3> <p>対象：継続的な支援が必要な人 期間：6カ月程度</p> <p>生活習慣を改善するため、本人が目標を設定し、継続的な取り組みが実践できるよう保健師等が支援します。</p>	<h3>② 動機づけ支援</h3> <p>対象：意志決定の支援が必要な人 期間：1日（30分程度）</p> <p>生活習慣を改善するため、本人が目標を設定し、行動に移すことができるよう保健師等が支援します。</p>	<h3>① 情報提供</h3> <p>対象：受診者全員 期間：健診結果と同時に通知</p> <p>今の健康状態を把握し自らの生活習慣を見直すきっかけとなる情報を提供します。</p>
--	---	--

● 75歳以上の方の医療制度が変わります / No.4 ●

平成20年4月1日から 後期高齢者医療制度が始まります



75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方は、これまでの国民健康保険や社会保険から脱退し、新しく後期高齢者医療制度の被保険者となります。

医療サービスは、現行の老人保健制度と同様のサービスです!

教えてください 後期高齢者医療制度 Q&A

★よくあるお問い合わせ★

問1 現在老人保健制度で医療を受けていますが、後期高齢者医療制度の被保険者にはどのように移行するのですか?

答1 石川県内にお住まいの、75歳以上の高齢者等の方は、平成20年4月には自動的に被保険者となります。

問2 平成20年の5月中に75歳になりますが、これまで加入していた国民健康保険の資格はどうなりますか?

答2 国民健康保険を離脱し、75歳の誕生日から新たに後期高齢者医療制度の被保険者となります。

問3 後期高齢者医療制度の被保険者証はいつ頃届きますか?

答3 現在、老人保健で医療を受けている方には、平成20年3月末までに、お手元に届く予定です。また、平成20年4月以降に75歳になる方については、75歳の誕生日までにお手元に届く予定です。

問4 保険料の算定方法について教えてください。

答4 加入者の所得に応じた所得割額と、被保険者均等割額の合計額となります。

問5 保険料の支払方法について教えてください。

答5 年額18万円以上の年金を受給している方は、年金から保険料が天引きされます(特別徴収)

ただし、介護保険料と合わせた額が、年金の2分の1を超える場合は、自主納付・口座振替等で納めていただきます。

問6 医療機関での負担割合はどのようになりますか?

答6 医療機関等で払う一部負担金の割合は、現行の老人保健制度と同様、所得に応じて1割又は3割となります。

《老人保健係》

町県民税の申告相談日

相談日	志 賀 地 域				相談日	富 来 地 域			
	対象地区	会場	時間			対象地区	会場	時間	
2/18(月)	上熊野地区	上熊野公民館	午前9時30分～午後4時	2/18(月)	草木・荒屋・谷神 三明・中畠・豊後名	熊野多目的集会施設	午前9時30分～午後4時		
2/19(火)	徳田・館開	土田公民館		2/19(火)	中山・日下田・町居 日用・六実				
2/20(水)	火打谷・矢田・印内 谷屋・栗山			2/20(水)	福浦地区	福浦みなと会館			
2/21(木)	代田・仏木・新林・牧山			2/21(木)	西海風戸・西海千ノ浦 西海久喜	西海高齢者活性化センター			
2/22(金)	加茂地区	加茂高齢者センター		2/22(金)	西海風無				
2/25(月)	東谷内・上棚・二所宮・館	下甘田公民館		2/25(月)	笹波・前浜	西浦コミュニティセンター			
2/26(火)	福井・大坂・穴口・米浜			2/26(火)	鹿頭				
2/27(水)	川尻・町・志賀の郷住宅 安部屋・営団・ロイヤリティ	志加浦公民館		2/27(水)	赤崎・小窪	酒見構造改善センター			
2/28(木)	上野・大津・小浦			2/28(木)	酒見・稲敷・香能				
2/29(金)	百浦・赤住・はまなす園			2/29(金)	大福寺・栢木	能登富士ふれあい文化センター			
3/3(月)	福野・長沢・岩田 坪野・宿女	中甘田公民館	3/3(月)	稗造第2地区	稗造研修センター				
3/4(火)	大島・甘田		3/4(火)	稗造第1地区	稗造集会所				
3/5(水)	堀松・緑ヶ丘・梨谷小山 北吉田・清水今江・出雲	堀松公民館	3/5(水)	八幡・八幡座主・中泉	富来活性化センター				
3/6(木)	末吉・神代・矢蔵谷 猪ノ谷・健康村	志賀町役場 大会議室	3/6(木)	里本江・給分					
3/7(金)	高浜1区～6区		3/7(金)	中浜・相神・草江・大鳥居					
3/9(日)	全地区(志賀地域)		3/9(日)	全地区(富来地域)					
3/10(月)	高浜7区～11区		3/10(月)	富来高田・富来七海 富来生神・富来牛下					
3/11(火)	旭ヶ丘・ハマナス アスナロ		3/11(火)	富来地頭町					
3/12(水)	新大念寺・東旭		3/12(水)	富来領家町					
3/13(木)			3/13(木)	全地区(富来地域)					
3/14(金)	全地区(志賀地域)		3/14(金)						
3/16(日)			3/16(日)						
3/17(月)		3/17(月)							

- ・町県民税の申告か確定申告かを問わず申告相談いたしますので、できるだけ地区指定日にお越しく下さい。
- ・混雑緩和のため、農業所得や漁業所得を申告される人は、「収支内訳書」を作成してきてください。
- ・雑損控除を受けられる人は、「損失額計算書」を作成してきてください。

年金申告説明会の開催

- ・収入が公的年金のみの人を対象に、確定申告の説明会を開催しますので、申告時に必要なものを持参のうえ、是非お越しく下さい。

日時・場所 2月13日(水) :午前10時から 富来活性化センター
:午後 2時から 志賀町役場大会議室

お問い合わせは

- 七尾税務署 個人課税第1部門
〒926-8686 七尾市小島町大開地3番地7号
☎ 0767-52-9336
- 志賀町役場 税務課住民税係
〒925-0198 羽咋郡志賀町末吉千古1番地1
☎ 0767-32-9142

ホームページへのアドレス

- 国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
- e-Tax ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
- 志賀町役場ホームページ
<http://www.town.shika.lg.jp>

所得税・町県民税の申告が始まります！

申告期間 2月18日（月）～3月17日（月）

申告はあなたの所得や税額を決めるための大切な手続きですので、必ず申告してください。

所得税の確定申告

※税務署から申告書が送付された人及び下記の人を対象です。

確定申告が必要な主な人

- 事業所得や不動産所得などがある人
- 給与所得者で
 - ・給与の年収が2,000万円を超える人
 - ・給与以外の所得が20万円を超える人
 - ・2カ所以上から給与を受けていた人
- 給与から所得税が源泉徴収されていない人
- 公的年金から所得税が源泉徴収されている人
- 保険金などの満期金がある人
- 土地や建物等の売買による譲渡所得がある人

還付申告すれば税金が戻る主な人

- 給与所得者で
 - ・医療費控除、雑損控除、寄付金控除などを受ける人
 - ・はじめて住宅取得控除を受ける人
 - ・年末調整で受けられる控除が漏れていた人
 - ・年の途中で退職し、その後再就職しなかった人

e-Taxで電子申告を

- ・最高で5,000円の税額控除が受けられます。

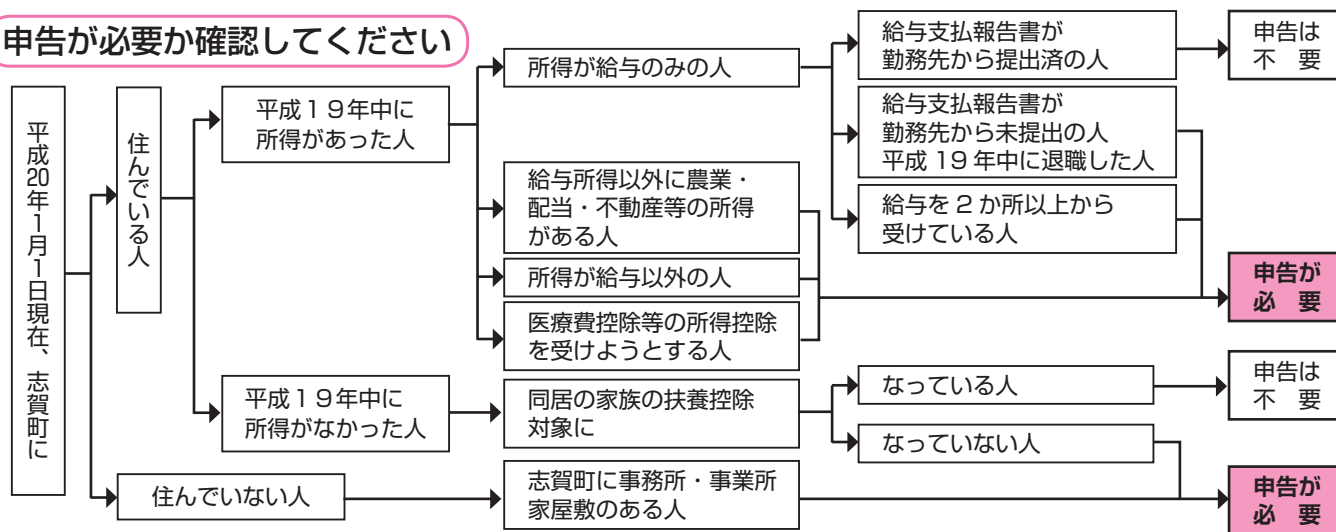
所得税の確定申告の相談は

- 青色申告、営業所得、譲渡所得の申告については
 - 七尾税務署へ
- 還付申告や簡易な確定申告については
 - 町県民税の申告相談日でも受付します。

町県民税の申告

※「確定申告をされた人」は、町県民税の申告は不要です。

申告が必要か確認してください



申告しないと

- ・国民健康保険加入者は、保険税の軽減が受けられません。
- ・介護保険などの保険料額に影響します。
- ・所得証明書や課税証明書などが発行できません。
- ・障害者や寡婦(夫)の人は、非課税措置の対象となりません。

申告の手引きについて

- ・広報2月号にあわせて、各世帯に1部づつ申告書が付いた手引き（青色の冊子）を配布いたしますが、申告書が不足する場合は、役場税務課窓口にて備えてありますのでご利用ください。

申告時に必要な主なもの

※所得税の確定申告・町県民税の申告とも共通

1. 申告書、印鑑
2. 平成19年中の所得のわかるもの
 - ① 給与・年金収入のある人は、源泉徴収票
 - ② 営業等、農業、不動産所得のある人は、収支内訳書、帳簿、領収書など
3. 国民健康保険税・国民年金・介護保険などの支払証明書
4. 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料の控除証明書
5. 医療費控除を受ける場合は、領収書と保険で補てんされた金額のわかるもの（領収書は合計しておいてください。）
6. 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
7. 雑損控除を受ける人は、損失額の計算書、明細書、領収書
8. 振替納税や還付申告をする人は、口座番号のわかるもの